

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成23年3月9日(水) 午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

石垣光雄, 上野桂子, 工藤真治, 近藤英次, 下郡恵美子, 鈴木宗巖, 中谷雄二郎, 横山真通(五十音順, 敬称略)

4 議事内容

(1) 大分独自の簡易裁判所の手続案内のリーフレットについて

ア リーフレットの完成及び配布についての報告

イ 完成したリーフレットについての感想等(■:委員長, ○:委員)

○ 調停, 訴訟, 支払督促といった手続ごとに色が統一されており, 見やすい。

○ 専門的な用語が分かりやすく説明されている。

○ リーフレットの折り方を逆にして, 「簡易裁判所で解決を図る方法があります」というページを表にしてはどうか。

○ 前回の委員会で委員から出された意見が反映されている。

○ 検察庁には交通事故に関する問題を抱える相談者が来るので, 検察庁にもリーフレットを配布してもらいたい。

■ リーフレットの配布先について報告があったが, 利用客の多い大分駅に配布してはどうか。

○ このリーフレットは公益的な側面があるので, 大分駅に備え置くことは可能だと思う。

(2) 「労働審判」について

ア 労働審判制度の概要, 手続の流れ等について説明

イ 労働審判制度の概要のDVDを視聴

ウ 労働審判の事件数, 終局事由等について説明

- エ 「労働審判」についての意見交換（■：委員長，○：委員，●：裁判所）
- 終局事由のうち，24条終了とはどのような終局事由か。
 - 労働審判法24条に規定されている終局事由で，事案の性質上，労働審判手続を行うことが適当でないと認められる場合に，労働審判手続を終了させ，訴訟に移行するものである。
 - 事案の性質上，労働審判手続を行うことが適当でないと認められる場合とは，例えば，争点が多岐にわたる場合，関係者が非常に多い場合，就業規則の効力が争われている場合などである。
 - 当事者に代理人が付いている割合はどれくらいか。
 - 正確な統計は分からないが，申立人，相手方とも，ほとんど代理人が付いている。
 - どのような資格を持った人が代理人になるのか。
 - 弁護士である。
 - 労働審判は3回で終局するので，代理人は，紛争の内容を事前に整理して，期日に臨んでいる。
 - 代理人が付いていない事件でも，手続の進行上，特に問題はないか。
 - 代理人が付いていないことによって，不利益になるようなことがないように，より分かりやすく丁寧に手続を進めるようにしている。
 - DVDにあったように，当事者本人や代理人以外に参考人が労働審判の期日に出席できるのか。
 - 参考人も出席できる。期日への出席者については，当事者から，事前に書記官に連絡のあることが多い。
 - 労働審判制度をもっと周知したほうがよいのではないか。労働審判のリーフレットは，ハローワークに配布していないのか。
 - 今まではハローワークに配布していなかったが，今後は配布することとしたい。
 - 労働審判制度の開始前は，労働者側の代理人を受任する弁護士が少なかった。労働事件は時間とコストがかかるため，訴えを断念していたケ

ースもあったようである。労働審判制度は個別労働紛争を迅速に解決でき、非常に良い制度だと評価されている。労働審判制度の開始により、多くの人たちが救われている。

- 労働審判の約7割は調停で終局するということがあったが、会社側に解決金の支払を約束させるなど、労働者側にとって良い結果で解決が図られている。そして、解決金の支払については、代理人側の信用問題につながるもので、確実に支払われているようである。

5 次回期日等について

(1) 日時

9月28日(水) 午後3時から

(2) テーマ

ア 「被害者参加制度」について

イ 「各委員の職場等における接遇のあり方」について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室